

法令遵守エビデンスチェックレポートサンプル

(運動器具)

チェック対象：

- (1) インフォーマーシャル映像および台本
- (2) 訴求内容の根拠資料

チェック内容：

根拠資料評価

- (1) の訴求を支える根拠として、(2)の資料の景品表示法上の妥当性を評価します。

※本法律チェックは、納品時において有効です。

株式会社フィデス

2020年10月

根拠資料評価

【モニター使用テスト】

訴求事項：

本商品を使用し、体重・ウエストサイズが大幅に減少する効果。
4週間でウエスト 最大 17.3cm、最小 9cm 減（体験者 6名の結果）、
体重 最大 4.6kg、最小 1 kg減+個々の被検者の結果抜粋

打消し表示：

普段通り（食事・運動）の生活の中で、本商品を使用した結果です（1日平均約 31分使用）

効果には個人差があります

《モニター使用テストの科学的合理性》

●被験者数について

被験者 8名中、6名のみが広告に表示されている。

本試験が被験者数 6名で行われ、得られた結果を最大値から最小値としてすべて広告に表示する（かつ、いずれも体重・ウエストサイズが減少している）のであれば、“被験者数が少ないために実際の効果を著しく誤認させる”とまでは断定できず、被験者数のみをもって根拠の合理性を否定される可能性は低いと考えられます。

被験者 8名中、6名のみ結果を表示した理由について、被検者の中途離脱や生活記録の虚偽記載など、科学的合理性のある理由で除外したのであれば、その旨を記録に残しておけば問題ありません。

被検者が撮影に参加できないなど番組製作上の理由等で除外した場合は、科学的合理性があるとは認められない可能性があります。

試験記録と放映内容との整合性を取っておく必要があります。

●試験デザインについて

事前観察期間が短い。

本試験の事前観察期間（商品不使用）は 1週間しかなく、普段通りの生活として記録された食事や運動が、体重・ウエストに影響を与えていないことが十分に証明できないと判断される可能性があります。

●試験結果に基づく考察

「試験期間中の被検者の摂取エネルギーが著しく低く、実際に体重・ウエストサイズの減少が確認されたとしても、商品の効果によって得られたものとは認められない」と判断される可能性が高い。

試験期間中の1日平均摂取エネルギーが、女性被験者で1470kcal、男性被験者で1354kcalとなっており、国民栄養調査に見る同世代の摂取エネルギー（女性1700kcal強、男性2200kcal弱）を大幅に下回っています。

摂取エネルギーが基礎代謝ギリギリかそれを下回っている状態が普段通りの生活であれば、試験開始時の被験者5名のBMIが肥満に該当することは科学的合理性を欠いています。

行政は、「試験期間中の摂取エネルギーは、一般消費者が“普段通りの生活”と認識する値よりも著しく低く、試験期間を通じた体重・ウエストサイズの減少が観察されたとしても、商品の効果によってもたらされたとは認められない」と判断する可能性が高いと考えられます。

（この判断を覆す論拠は、頂いた試験資料からは読み取ることができませんでした）

「効果には個人差があります」との打消し表示は、不当表示の判断に影響を与えることはない（書いてあっても意味がない）旨の見解が消費者庁から示されています。

●その他

ウエストサイズは被験者が恣意的に操作しやすい（被験者自身が、意図的にお腹を膨らませたりへこませたりできる）ため、合理的根拠と認められるためには、測定において恣意を排除する工夫がなされていることが必要です。

以上